

令和〇〇年〇月

保護者の皆様へ

調布市教育委員会

アレルギー疾患のある生徒への対応について

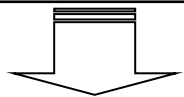
日頃から、調布市立学校の教育活動に御理解・御協力いただきありがとうございます。

さて、昨今のお子様を取り巻く健康課題の一つにアレルギー疾患があります。アレルギー反応に起因する病態には、気管支ぜん息や食物アレルギー・アナフィラキシーのように緊急の対応を要する疾患があります。このため、お子様が「安全・安心」に学校生活を送ることができるように学校においても取組を行っています。アレルギー疾患がある場合は、学校にお知らせください。なお、学校での対応を希望される場合は、下記の内容をよくお読みのうえ、各学校にお申し出ください。学校の状況によって、全ての御要望にお応えできない場合もありますので、あらかじめ御了承ください。

1 アレルギー疾患対応取組みの流れ

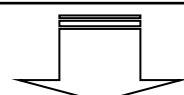
Step 1

アレルギー疾患対応が必要かどうかを家庭にて検討する



Step 2

アレルギー疾患対応を希望する旨を学校へ申し出る



Step 3

「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」をもって医療機関を受診する



Step 4

医師の作成した学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）を学校へ提出し、対応を相談する



Step 5

アレルギー疾患に対する取組の開始

記

検討のPoint

- (1)医師の診断が「中等症」以上
※食物アレルギーの場合は、
 - ①医師の診察や検査により、アレルギーであることが明確な場合。
 - ②アレルゲンが特定され、医師からアレルギー対応の指示・指導をされている場合。
 - ③家庭でもアレルギー対応を行っていること。
- (2)アレルギー疾患に対する配慮・管理を希望する

学校から

「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」等を渡します。

医師にお子様のアレルギーについて診断してもらい、必要事項を記入してもらってください。医療機関によって、文書料が発生する場合があります。

医師の作成した管理指導表を基に、学校生活における配慮や管理について相談させていただきます。

※食物アレルギーのあるお子様への給食の対応については、裏面を御覧ください。

【 問い合わせ先 調布市教育委員会 教育部 学務課 保健給食係 042-481-7476（直通） 】

中学校における食物アレルギー対応について

調布市立中学校では、親子方式での給食の提供のため、食物アレルギーのある生徒に対して除去食を提供しておりません。しかし、学校生活においては給食以外でも、食物を摂取したり、接触したりする場合がありますので、食物アレルギーがある場合は学校に必ずお申し出ください。

1 アレルギー対応に係る必要書類の提出について

学校での配慮が必要な場合は、必ず以下の書類を学校へ提出してください。学校は、提出された書類を基に面談を行い、学校生活における対応を検討いたします。

(1) 学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)

※医師に記入してもらった後、同意欄に署名

(2) 食物アレルギー個別取組プラン

※「6 情報の共有について」まで記入し、同意欄に署名

(3) 緊急時個別対応カード

2 給食での対応について

(1) 市立学校の学校給食では「そば」・「ピーナッツ」・「一部の種実類（アーモンド、カシューナッツ、くるみ、けし、ピスタチオ、ブラジルナッツ、ヘーゼルナッツ、ペカンナッツ、マカダミアナッツ、まつ）」を使用しません。

(2) 学校は、保護者から管理指導表が提出され、さらに希望があった場合は、使用する調味料・加工品等の原材料表や全ての食材が明記された「詳細献立表」をお渡しします。御家庭で確認していただき、原因食物が含まれるメニューは、給食の際に、量や体調等に関わらず、お子様御自身で除去(食べない)していただきます。

なお、調布市の学校給食では、完全除去を基本としています。鶏卵、果物・トマトの一部加工品、調味料、コンタミネーション（微量混入）については例外としていますが、その他の食物については、管理指導表に一部除去と記載がある場合及び自宅で少量食べている場合も、全て除去していただきます。そのため、家庭から代替品を御持参いただく場合も、原因食物の含まれていないものを御持参ください。

(3) 生徒の健全な発育発達の観点から、不要な食事制限をしないことが重要です。食品によっては年齢を経るごとに耐性化（食べられるようになること）することが知られています。食物負荷試験などで耐性化を確認することも検討してください。

【R6年3月改訂】